

北諸県圏域（都城広域都市計画及び高崎都市計画）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（案）
(宮崎県決定)

北諸県圏域（都城広域都市計画区域及び高崎都市計画区域）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。

- 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
別添のとおり

【決定の概要】

1 都市計画の目標

都城広域都市計画区域及び高崎都市計画区域が位置する北諸県圏域では、以下の3つの都市計画の基本方向を定めるものとする。

- ① 南九州の要所になるとともに、圏域内の各都市が連携する県南の広域都市圏の形成
- ② 自然や田園と共生した、安全で快適な生活を送るための都市の形成
- ③ 自然・田園環境の保全と一体となった水環境の保全及び地域資源を生かした地域活性化・広域観光化による広域交流圏の形成

都市計画区域の範囲及び規模

市町村名	都市計画区域の範囲	規模（ha）
都城市	行政区域の一部	16, 391
三股町	行政区域の一部	2, 200
都城市(旧高崎町)	行政区域の一部	427

2 区域区分の決定の有無の判断

本圏域の都市計画区域においては、区域区分を定めない。

【理由】

現行計画は、平成16年5月に策定し、平成24年3月、平成30年9月、令和4年6月に改定しているが、人口や産業の土地利用状況や、改定後の都市計画に関わる都市緑地法の改正（令和6年）や流域治水に関する改正等の社会情勢の変化を踏まえた、新たな時代に対応した計画とする必要が生じたため、変更するものである。